

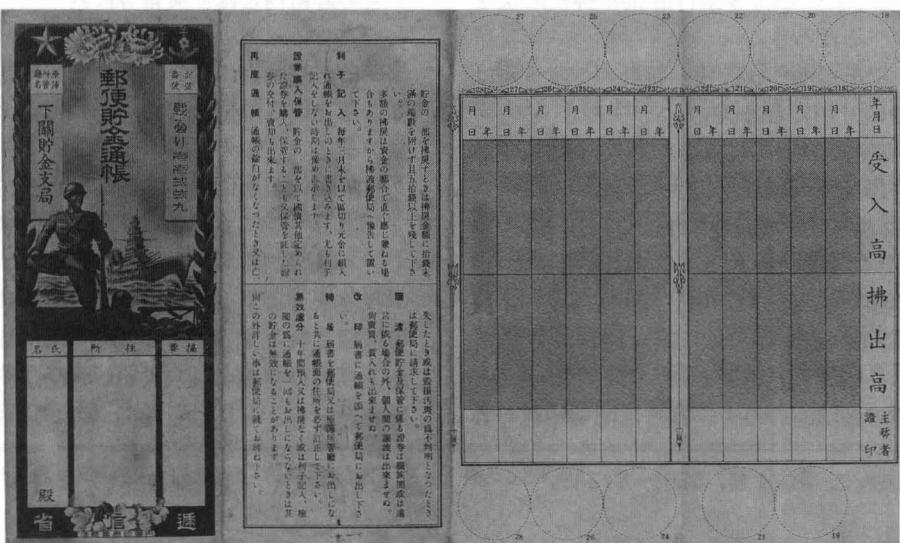
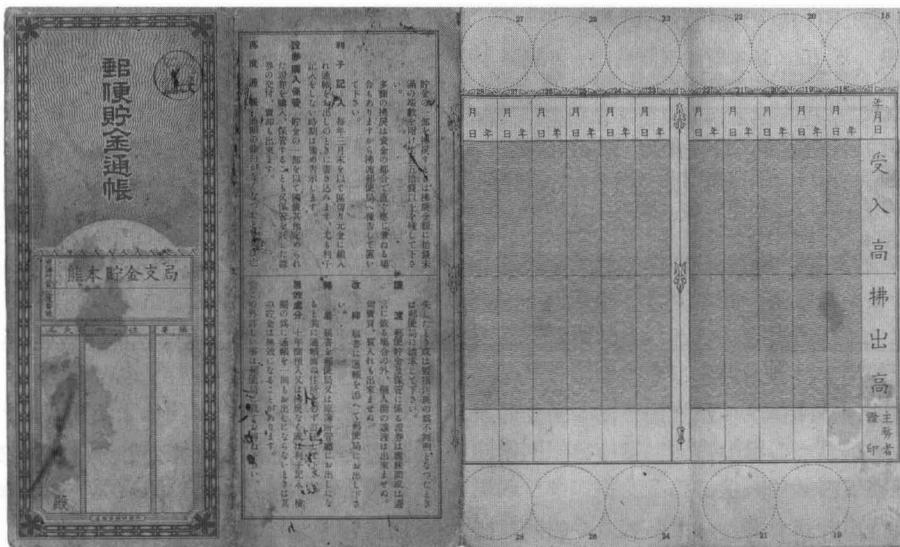
# 琉球大学学術リポジトリ

## 第1編 内務 第5章 貯蓄と財産

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 読谷村史編集委員会 公開日: 2012-05-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 里井, 洋一, Satoi, Yoichi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/24374">http://hdl.handle.net/20.500.12000/24374</a>

# 第Ⅰ編 内務

## 第5章 貯蓄と財産



昭和 15 年から昭和 19 年頃使われていた郵便貯金通帳

# 第5章 貯蓄と財産

はじめに

## 第1節 貯蓄物の時代（旧慣期）

- 表 I-5-01 貯蓄物《読谷山、沖縄県 1883、1890～1892》
- 表 I-5-02 貯蓄物《読谷山、沖縄県 1893～1896》
- 表 I-5-03 間切村負債《読谷山、沖縄県 1893～1896》

## 第2節 間切・島制度の時期

- 表 I-5-04 貯蓄物《読谷山、沖縄県 1900～1915》

## 第3節 島嶼町村制の時期

- 表 I-5-05 基本財産《読谷山、沖縄県 1905～1907、1910》
- 表 I-5-06 基本財産《読谷山、沖縄県 1919》

## 第4節 町村制の施行から戦時へ

- 表 I-5-07 基本財産《読谷山、沖縄県 1921～1938》
- 表 I-5-08 特別基本財産《読谷山、沖縄県 1921～1938》
- 表 I-5-09 基本財産（毎3年調査）《県計、郡市計、中頭市町村別 1938》
- 表 I-5-10 特別基本財産（毎3年調査）《県計、郡市計、中頭市町村別 1939》
- 表 I-5-11 部落有財産《読谷山、沖縄県 1921～1926》
- 表 I-5-12 郵便貯金《読谷山、中頭、沖縄県 1902～1903》
- 表 I-5-13 職業別郵便貯金《読谷山、中頭、沖縄県 1902》
- 表 I-5-14 郵便貯金《読谷山、沖縄県 1919～1930》

まとめにかえて

はじめに

この章は「貯蓄」となっている。一般的には「貯蓄」とは個人が行う銀行貯金や郵便貯金を思い浮かべるだろう。

この章であつかう「貯蓄」統計のタイトルは次の6つに分類できる。

- ① 貯蓄物（表 I-5-01、02、04）、
- ② 間切村負債（表 I-5-03）
- ③ 基本財産（表 I-5-05、06、07、09）、
- ④ 特別基本財産（表 I-5-08、10）、
- ⑤ 部落有財産（表 I-5-11）、
- ⑥ 郵便貯金（表 I-5-12、13、14）

である。

個人の貯蓄は⑥のみで、残りは間切や村の公

的財産である。⑥の郵便貯金は明瞭なので、それ以外のあまりなじみの無い公的財産に関して概観しておく。

①の貯蓄物とは、災害等に備えた備蓄物のことをさす。表 I-5-02 ではその内訳が示されている。救助米の代金、特別共同貯蓄、間切共同貯蓄という現金（金員）、それに糀・粟等の穀類である。

三分類の現金に関しては「一本書記官取調書（1894年）<sup>\*1</sup> にその由来と関係性が詳述されている。要約してその概要を示す。

救助米とは、琉球王府時代に明治政府によって減額された654石に起源がある。1868年に、鹿児島への年貢の運賃約99石が減額された額を部下米、1873（明治6）年に明治政府が年

\*1. 『沖縄県史』第14巻、539～542頁。

貢額を減少させた額約 555 石を余勢米と言う。二つの合計 654 石を学校費・首里那覇学校費・救助費・薄給吏員救濟費という名目で、沖縄県が徴収しつづけたものが救助米である。その内救助費は、生活に困窮している人々を救助するための費用である、それまでの穀物で配分するのを止め、1879（明治 12）年からは徴収した穀物を売った代金を各間切等に配分することとした。しかし、各間切への配分額はわずかであることから、県庁が一括して預かり、救助米を売った代金で公債・銀行預金等を買い入れ、運用することになった。そのため県庁が支出の許認可をもつことになったという。

共同貯蓄とは琉球王府時代は貯米と言われたもので災害に備えた備蓄である。各間切番所が管理し、預金局や郵便局に預け、通帳は沖縄県の出先役人である郡役所長が管理し、支出においては県の許可が必要であったという。

特別共同貯蓄とは琉球王府時代、首里王府が間切に派遣した下知役・検者・筆者の給料を、間切の人々から徴収したことによる起源をもつものである。1879 年の琉球処分後も徴収されつづけ、凶荒以外の臨時の公共支出にもつかわれた。特別共同貯蓄は救助米と同様、沖縄県が管理し支出には県の許可が必要であった。

一本書記官は、災害がおこり、救助が必要になった時、共同貯蓄・特別共同貯蓄・救助米代金の順に使用されることになっていると記している。

また、宮古島・八重山島・久米島などの離島では、貯蓄物は粉・粟という穀類で蓄えられ、一本は共同貯蓄として認識している。

②の間切村負債とは、間切や村(字)が負っている借金のことである。その起源は琉球王府時代、年貢を払いきれないことに端を発している。

③の基本財産とは地方自治体が所有する不動産・積立金や積み立て穀物等のことを言い、自治体はこの基本財産を維持する義務を負っている<sup>\*2</sup>。ここでは読谷山間切(読谷山村)が所有す

る不動産と貯金等ということになる。

④の特別基本財産とは、特別の目的のための基本財産、もしくは金銭や穀物を積み立てることをいう。この場合、基本財産の全部もしくは一部を特別財産に繰り入れることもできるという<sup>\*3</sup>。

⑤の部落有財産とは、1896（明治 29）年に成立した民法<sup>\*4</sup>に規定されている「共有の性質を有する入会権」の対象となる財産のこと、部落(字)の人全員の共同所有に属するものをいう。

以上を踏まえて、統計から読み取れる読谷山の様子をみていくことにする。

## 第 1 節 貯蓄物の時代（旧慣期）

1879（明治 12）年琉球処分が行われ、沖縄県が設置された。しかし、その後は地租改正などの近代的な改革が行われず、なおも王府時代と同様に年貢が徴収されていた。読谷山間切でも地頭代を中心とする間切役人による行政が沖縄県管理をうけるという構造のもとに行われていた。このように近代化されず、琉球王府時代の徴税体制を引き継いだ時期を旧慣期といふ。旧慣期において、災害が起こった時、人々の救済のために蓄えられた金銭や穀物である貯蓄物はどのようなシステムになっていたのかを沖縄県全体の動向に注意をはらいながら、読谷山間切を中心に考察する。

表 I-5-01 をみていただきたい。1883（明治 16）年における読谷山間切の貯蓄額は通貨で約 584 円である。一方同年の沖縄県全体の貯蓄額は通貨で約 4,924 円である。それに米約 1,270 石、粉 1,784 石、粟約 3,440 石、麦 5.7 石、ゴマ 36.3 石、大豆約 119 石が貯えられていた。1883（明治 16）年度の石代相場<sup>\*5</sup>で穀物を換金したとして計算してみると次のようになる。米（第 2 種米）は 8,670 円、粟は 2 万 2,326 円、粉は米の半額として計算する

\*2. 沖縄県と島嶼町村制 第 54 条（『沖縄県史』第 13 卷、822 頁）。

\*3. 同上。

\*4. 民法 263 条。

\*5. 「明治 12 年ヨリ同 27 年ニ至ル貢納石代相場棕梠縄壱斤金額表」（『沖縄県史』第 21 卷 旧慣調査資料、298-9 頁）。

表 I-5-01 貯蓄物《読谷山、沖縄県 1883、1890～1892》

	組数	村数	人口	貯蓄物				下段に続ぐ
				通貨	糀	麦	粟	
				円 厘	石 合	石 合	石 合	
読谷山	1883 (明16)	1	16	7,875	583.798	—	—	—
	1890 (23)	1	16	2,151	4,518.567	※	—	—
	1891 (24)	1	16	11,629	5,555.169	※	—	—
	1892 (25)	1	16	11,812	5,562.969	※	—	—
沖縄県	1883 (明16)	454	561	294,061	4,924.455	1,784.000	5.700	3,439.785
	1890 (23)	48	585	269,774	146,178.726	※	—	1,468.021
	1891 (24)	48	585	410,879	171,937.966	※	—	4,036.682
	1892 (25)	48	585	418,160	190,202.213	※	—	9,505.192

	米			胡麻			大豆		
	石	合	石	合	石	合	石	合	
読谷山	1883 (明16)	—	—	—	—	—	—	—	—
	1890 (23)	—	—	※	—	—	—	—	—
	1891 (24)	—	—	※	—	—	—	—	—
	1892 (25)	—	—	※	—	—	—	—	—
沖縄県	1883 (明16)	1,270.345	36.300	118.918	—	—	—	—	—
	1890 (23)	3,385.101	※	—	—	—	—	—	—
	1891 (24)	2,219.450	※	—	—	—	—	—	—
	1892 (25)	196.000	※	5.000	—	—	—	—	—

と 6,088 円、麦を普通石代麦として計算すると 44 円、ごまは米と同額として計算すると約 248 円、大豆は普通石代下大豆として計算すると 615 円、合計、約 3 万 7,991 円ということになる。この額にさきほどの通貨約 4,925 円を加えると約 4 万 2,915 円となる、これを、1883（明治 16）年の沖縄県全体の貯蓄額と推定した。

1886（明治 19）年、沖縄県は千魃、3 回の暴風雨、コレラに天然痘が流行し、民衆は困窮した。このような事態に対応するために沖縄県は貯蓄物をなくなる寸前まで放出したという。1887 年 3 月までで 2 万 700 円、その後明治政府から救済金がおりるまでに 1 万 6,311 円の貯蓄物（雜部金）と県庁の予備費 2,388 円余が費やされた<sup>\*6</sup>。

1887 年時点で、すべての貯蓄物を窮民救済のために放出したという県庁の報告を信じたな

らば、1887 年には貯蓄物が合計約 3 万 7,011 円あったことになる。

1883 年時点で 4 万円余りあった貯蓄物が毎年貯蓄されていくにも関わらず 1887 年には 3 万 7,000 円しかなかったというのは不思議な話である。

そこで次のような仮説を考えてみた。沖縄県は貯蓄物の上限を 4 万円前後として設定していた。貯蓄額が徴収され、消費した分は次年度補填される。それ以上は、沖縄県の費用に転用された、と。琉球王府時代、八重山では年貢は前年貯蓄された古米が上納される。貯蓄物にはそういう年貢の一部という感覚があったのではないだろうか。

貯蓄物は県の管理だが、その使用主体は各間切・島にある。そういう点から考えるならば、困窮度の高かった間切・島では沖縄県が間切の人々に対する救済として貯蓄物を使い切ること

\*6. 「沖縄県窮民救助費処分の件」『沖縄県史』第 13 卷、561-8 頁。

に納得したであろう。しかし、被害の少なかつた間切・島は納得しないであろう。

そのような状況のもと、1887（明治20）年明治政府は、1886年の災害に対して、救済金1万8,700円余を下付した。<sup>かふくはらみのる</sup>ところが、同年沖縄県知事になった福原実は、救済金を貯蓄物（雑部金）に補填したのである。このことが1890（明治23）年になって問題となる。災害時の沖縄県知事大迫貞清は、1万6,311円の貯蓄物があったにも関わらず、実状を調査せずに救済金の下付を明治政府に要求した事で、大迫の後任知事である福原実は、政府に伺いもせずに下付された救助金を貯蓄に補填し県内の人

民へ告示したという事で、二人はそれぞれ譴責処分をうけている。福原実知事は政府からの救済金1万8,700円余の内、1万6,311円を貯蓄金を戻しいれ、この戻し入れは天皇の聖恩であることを沖縄県内に公示したのである。このことによって、前述した不満をもったであろう被害の少なかつた間切・島は得心したと思われる。しかし、天皇の聖恩である救済金は救済に使われず、そのことによって二人の知事は譴責処分を受けるにいたったと考えることができよう<sup>\*7</sup>。

表I-5-01、02に、上記の1883（明治16）年と1887（明治20）年（1887年3月までに県民に配当された2万700円とその後に追加された1万6,311円を明治20年の貯蓄物と推定した）および各年度の石代相場の推定を加味して作成したのが、図1「沖縄県の貯蓄物の推移（明治16-29年）」である。

1887（明治20）年以後1892（明治25）年まで、貯蓄物が毎年約4万から5万円づつ増加を続けたであろうことが読み取れる。1892年は1883（明治16）年時点の6倍弱である。

増加は1892（明治25）年以後25万円前後で停滞する。このことから、1886-87年の大災害を教訓として、沖縄県が目標とした災害に備えた貯蓄額は25万円であったと推定した。

では読谷山間切における貯蓄物がどうであったのか、表I-5-01・表I-5-02をもとに作成した図2をみていただきたい。

図2と図1と照らし合わせると、1891（明治24）年から1893年まではほぼ同額なので、読谷山間切の場合は、1891（明治24）年に一定の額（5,600円前後）に達したのではないかと考えられる。明治16年の9倍強という貯蓄額である。

1893年を事例に、その内訳をみてみよう。救助米の代金が貯蓄物の約61%を占めている。沖縄県全体では約41%なので、読谷山間切は救助米の代金の比率が高いということになる。

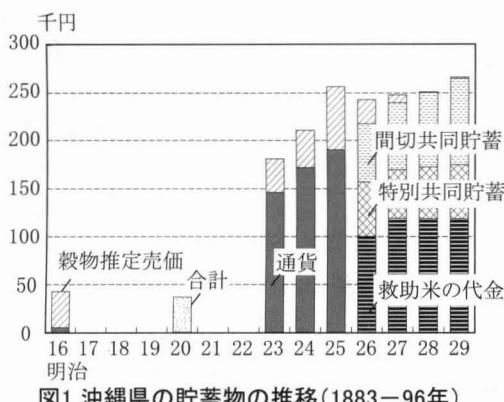
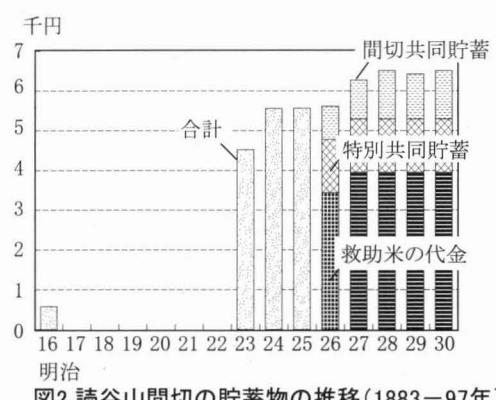


図1 沖縄県の貯蓄物の推移(1883-96年)



\*7. 前掲「沖縄県窮民救助費処分の件」。

表 I-5-02 貯蓄物《読谷山、沖縄県 1893 ~ 1896》

下段に続く

	組数	村数	人口	金員				合計
				救助米代金 円	特別共同貯蓄 円	間切共同貯蓄 円		
読 谷 山	1893 (明26)	1	16	11,597	3,443.452	1,335.249	832.894	5,611.595
	1894 (明27)	1	16	12,496	3,955.185	1,335.249	982.152	6,272.586
	1895 (明28)	1	16	12,648	3,955.185	1,335.249	1,138.731	6,429.165
	1896 (明29)	1	16	12,764	3,955.185	1,335.249	1,222.876	6,513.310
沖 縄 県	1893 (明26)	48	585	419,840	100,121.269	56,822.336	60,583.046	217,526.651
	1894 (明27)	48	585	430,296	119,066.364	50,731.489 *6,706.862	70,136.414	246,641.129
	1895 (明28)	48	585	437,827	118,582.941	53,947.356	77,744.107	250,274.404
	1896 (明29)	48	563	440,889	118,582.941	56,370.963	90,118.419	265,072.323

	穀類			
	粉		粟	
	石	合	石	合
読 谷 山	1893 (明26)		—	—
	1894 (明27)		—	—
	1895 (明28)		—	—
	1896 (明29)		—	—
沖 縄 県	1893 (明26)	1,525.385	8,127.251	
	1894 (明27)	1,727.778 (大豆) 3.600	326.482	
	1895 (明28)	3.845 (大豆) 224	8.453	
	1896 (明29)	3.851 (大豆) 447	8.766	

注 1) 明治 26 年「貯金利子(間切共同貯蓄ハ除ク)ハ毎八ヶ年一回計算シ本資金ヘ編入ルヽヲ以テ二十年以降ノ利子ハ本表ニ包含セス」

注 2) 明治 27 年「貯金ヨリ生スル利子ハ毎間切ノ金高ニ應シ本資金ヘ編入スルモノニシテ未タ編入ノ運ニ至ラサルモノ左ノ如シ

金壱萬五千五拾三圓七拾五錢 救助米代金

金千貳百五拾九圓壱錢八厘 特別共同貯蓄

「間切共同貯蓄(ママ)ノ欄 \* 印ヲ付シタルモノハ鳥島救助金ナリ」

注 3) 表中明治 27 ~ 29 年の「穀類・粉」、(大豆) はすべて宮古島の分、残りはすべて八重山島の分である。また同年の「穀類・粟」はすべて宮古島の分である。

救助米の代金の起源は前述したように薩摩への年貢にある。年貢の明治政府による還元金が救助米だと考えると、各間切へは同じ比率で還元されていたと考えることができる。しかし、読谷山は救助米の比率が他間切より高いのである。

一方、間切の努力で行われる貯蓄物は、間切共同貯蓄と特別共同貯蓄と考えることができる。間切共同貯蓄の起源が貯米であり、特別共同貯蓄の起源が下知役・検者・筆者の給料である。

この起源から考えてみると、間切共同貯蓄と特別共同貯蓄をどれくらい貯蓄するかは、間切役人の裁量に委任されていたといえよう。

特別共同貯蓄は特別の目的のために積み立て使用することになっている。表 I-5-02 にみると特別共同貯蓄は約 1,335 円余で 1893 (明治 26) 年から 1896 年まで、同額である。

先述したように 1891 (明治 24) 年から 1893 年までの貯蓄物の総額は 5,600 円前後で

表 I-5-03 間切村負債《読谷山、沖縄県 1893～1896》

	総数	間切負債	村負債	
			金額	村数
読 谷 山	1893(明26)	4,917.515	90.909	4,826.606
	1894( 27)	4,697.617	22.725	4,674.892
	1895( 28)	4,263.977	11.361	4,252.616
	1896( 29)	4,252.616	-	4,252.616
沖 縄 県	1893(明26)	143,955.782	4,050.594	139,905.188
	1894( 27)	134,545.737	3,063.922	131,481.815
	1895( 28)	125,640.336	5,783.310	119,857.026
	1896( 29)	113,563.914	7,230.363	106,333.551

ほぼ同額である。

また、1892年読谷山小学校の新校舎が落成し、1895（明治28）年、渡慶次・古堅兩分校が設立されているが特別共同貯蓄は同額で推移し減少していない。特別共同貯蓄が学校建設という目的のために使用できるものではなかった。特別共同貯蓄は災害を想定した一定の目的があるものにしか、沖縄県は使用を認めなかったのではないだろうか。

この三点から、特別共同貯蓄約1,335円余は1891（明治24）年から1896（明治29）年まで変化していないと推定した。

特別共同貯蓄の積み立てが1891年を最後に終わり、それ以後、災害がおこり、災害を救済するための特定の目的に特別共同貯蓄は使用されることは無かったと考えることができる。

この特別共同貯蓄約1,335円という額は読谷山間切の貯蓄物の約23.8%を占めている。沖縄県全体は23.3%であるからほぼ沖縄平均であったといえよう。

特別共同貯蓄に比較して、読谷山間切の共同貯蓄の割合は沖縄全体と比較してきわめて低い。1893（明治26）年における読谷山間切の共同貯蓄額は約833円、14.8%である。沖縄県全体では24.9%、共同貯蓄と同じ貯米に起源をもつと考えられる穀物推定売価を加えると沖縄県全体は35.5%になる。

読谷山間切の共同貯蓄額の占める割合は沖縄県全体の半分以下である。

以上のことから、1891年から1896年ににおける貯蓄物の割合は沖縄県全体と比較して、読谷山間切は、年貢に起原を持つ救助米代金の割合が高く、貯米に起原を持つ間切共同貯蓄は低いということができる。

表I-5-03間切村負債（読谷山、沖縄県、1893～96）をみていただきたい。この統計は表I-5-02と同時期である。読谷山間切の負債額は1893年時点で90円余り、1896年には間切負債の数値記載はない。

沖縄県全体では、間切負債は1893年4,050円余から1894年3,063円余まで減ったのに、1895・96年と急増し、7,230円余に達している。

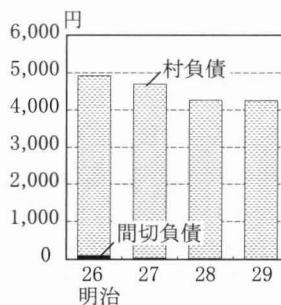


図3 間切・村負債(読谷山)  
資料:表I-5-11より作成

る。ただし、図1にみるように沖縄県全体の貯蓄物は1896（明治29）年時点で26万円を越え、沖縄県全体の貯蓄物から見たとき沖縄全体の間切負債はそう大きいものでないことがわかる。

問題は村の負債である。<sup>うえすぎもちのり</sup>1881（明治14）年12月2日沖縄県令上杉茂憲が読谷山間切に巡回してきた。県令は間切役人に負債があるかと質問したところ、間切には無いが、各村には70万貫（14,000円）の負債があり、サトウキビが豊作であれば20年で返済できると答えている<sup>\*8</sup>。

表I-5-03にみるように、1881年14,000円あった村負債は12年後の1893（明治26）年には4,826円余、1896年には4,252円余と次第に減少している様子がうかがえる。

<sup>まつだへいじ</sup>松田平治は「明治三十年より万書留」<sup>\*9</sup>の中で、各村の負債総額は計1,461円余と記している。1897（明治30）年になって、各村の負債額が急減していることがわかる。1年で負債を各村合計で2,800円弱も返済したことになる。

松田によれば、9村あった負債村が6村に減少し、1897年になおも負債を負っていた村は宇座が143円余、喜名が232円余、楚辺が790円余、古堅が110円、比嘉が53円余、大湾が132円余と記している。

また、上杉県令は貯蓄物についても、間切役人に質問している。間切役人が言うには、間切は、豊凶に問わらず、粟20石を通貨にかえて、毎年貯金をしている。この貯蓄金を低利で村に貸し付け、その利子を間切で貯えている。これによって貯まった基金は2か年分15,000貫（300円）となっている。基金は琉球王府時代以来続いているが、凶年の時、村々に配分したので現在は2か年分しかないと答えている<sup>\*10</sup>。

ちなみに粟20石を石代相場で通貨に換えると<sup>\*11</sup>、1880（明治13）年が205円余、1881年が183円余、2年間の合計が389円余となり、基金2か年分15,000貫（300円）よりも多

い額となる。

村役人が示した基金を表I-5-02でいう共同貯蓄と推察して、毎年粟20石を石代相場で通貨に変え、1894年まで貯め続けると仮定した場合1,879円余となる。1894年の読谷山間切の共同貯蓄は982円だから、900円弱が不足していることになる。

松田平治は先述の「明治三十年より万書留」の中で、次のように貯蓄物に該当する部分を記している。

共同貯蓄 1,222.876円(未金 2285.391円)  
特別共同 1,335.249円(未金 1060.411円)  
救助米残金 3,955.185円

この数字<sup>\*12</sup>はまさしく県統計表I-5-02の1896（明治29）年の数字と一致する。共同貯蓄には未金、すなわち未納額が約2,285円あるとも記している。もし未納がなければ、約3,500円の共同貯蓄が読谷山間切にあったことになる。また、同書によると特別共同貯蓄も未納が約1,060円あり、特別共同貯蓄も同様に未納がなければ約2,395円あったことになる。したがって、読谷山間切では未納があるために沖縄全体の割合と異なっているといえよう。

## 第2節 間切・島制度の時期

1897（明治30）年4月「沖縄県間切島吏員規程」が公布され、地頭代を中心とする行政組織は解体され多くの間切役人が解職された。替わって、沖縄県知事が間切長・収入役・書記を任命するという制度が発足した。「沖縄県間切島吏員規程」による自治体運営は1907（明治40）年3月「沖縄県及島嶼町村制」<sup>\*13</sup>が公布され、1908年4月1日に施行されるまで続く。この時期は沖縄県全体で土地整理が行われ、税金が年貢による現物納から、貨幣納へ移行した時代である。

読谷山間切の間切長には先述の松田平治が就任した。彼の「明治三十年より万書留」によ

\*8. 『沖縄県史』第11巻、51頁。

\*9. 『読谷村史』第3巻第5章「松田平治関係史料」、533頁。

\*10. 『沖縄県史』第11巻、51頁。

\*11. 「明治12年ヨリ同27年ニ至ル貢納石代相場棕梠壱斤金額表」『沖縄県史』第21巻、298-9頁。

ると読谷山間切の財産は、学校基本金 2,571 円余、共同貯蓄、1,222 円余、特別共同貯蓄 1,335 円余、救助米残金 3,955 円余、計 9,084 円余であった。

1898（明治 31）年、沖縄県間切島基本財産蓄積及支出に関する規定が設けられ、共同貯蓄、特別共同貯蓄、救助米残金は間切の基本財産に編入される。この沖縄県間切島基本財産蓄積及支出に関する規定によって、それまでは沖縄県が管理していた読谷山間切の財産は、読谷山間切の基本財産として、読谷山間切自身が管理することとなった。

表 I-5-04 より作成した図 4 をみていただきたい。読谷山間切の財産がどのような形で保管されているか読み取ることができる。

#### ▼貸付と国税未納

まずは貸付をみていただきたい。先にみた上杉県令日誌には、間切の貯蓄の貸付先が村であると記されていた。また先にみたように松田の日誌にも三拾年六月請負債残高という記述がある。これらのことから、間切による村への貸付が、旧慣期を通じて続いていると思われる。

以上のことともとに松田平治が就任した 1897 年における読谷山間切の財産を推定してみた。前述の学校基本金・共同貯蓄・特別共同貯蓄・救助米残金合計 9,084 円余と各村への貸付（村にとっては負債）1,461 円余、計 10,545 円余が読谷山間切の財産であったと推定できる。その推定を図 4 に組み込んでみた。

図 4 の 1897（明治 30）年と 1900（明治 33）年を比較してみる。1897 年の間切財産は 9,084 円であった。一方 1900 年の公債証書原価 6,250 円と預金局預 3,653 円を合計すると 9,903 円となる。これらのことから、間切財産は公債証書と預金局預けという形で貯金されていたのではないかという

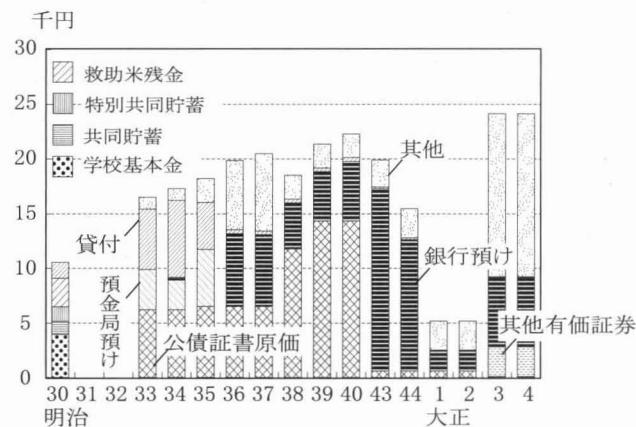


図4 読谷山間切・読谷山村の貯蓄

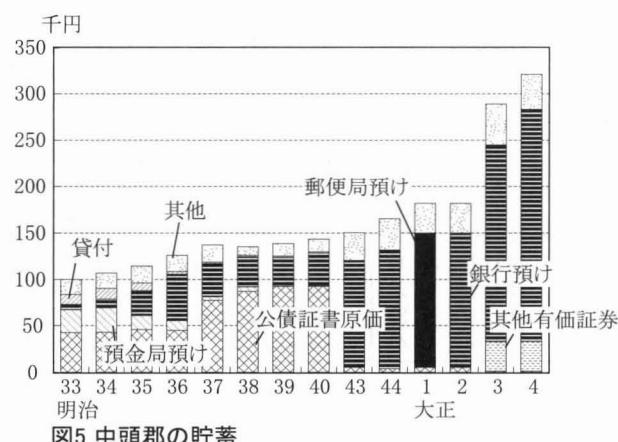


図5 中頭郡の貯蓄

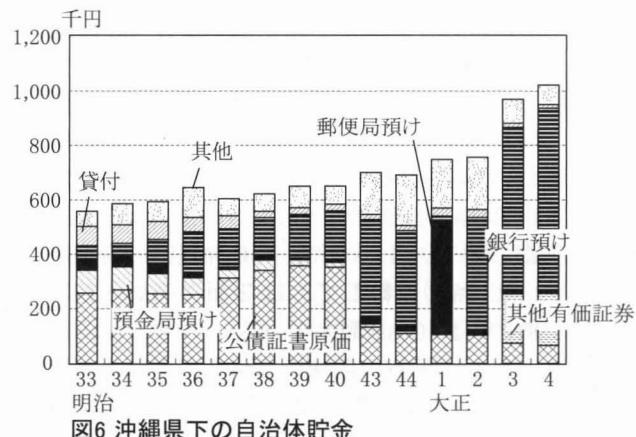


図6 沖縄県下の自治体貯金

\*12.『読谷村史』第3巻第5章「松田平治関係史料」533頁には、「与用貯蓄」「特別与用□□」と翻刻しているが、「与用貯蓄」「特別与用□□」の金額が表 I-5-02（1896 年）の間切共同貯蓄・特別共同貯蓄の金額と一致するので、「与用貯蓄」を共同貯蓄、「特別与用□□」を特別共同貯蓄と解釈した。

表 I-5-04 貯蓄物《読谷山、沖縄県 1900～1915》

	村数	人口	公債証書原価	預金局預ケ	其他有価証券	郵便局預ケ	次 頁 に 続 く
			円 庫	円 庫	円 庫	円 庫	
読 谷 山	1900 (明33)	16	13,288	6,250.000	3,652.525	※	-
	1901 ( 34)	16	13,182	6,250.000	2,668.560	※	-
	1902 ( 35)	16	13,130	6,550.000	5,192.159	※	-
	1903 ( 36)	16	13,601	6,550.000	-	※	-
	1904 ( 37)	16	13,762	6,550.000	-	※	-
	1905 ( 38)	16	13,689	11,800.000	-	※	-
	1906 ( 39)	16	13,544	14,325.000	-	※	-
	1907 ( 40)	16	14,068	14,325.000	-	※	-
	1910 ( 43)	16	14,582	600.000	-	※	-
	1911 ( 44)	16	14,759	600.000	-	※	-
	1912 (大 1)	※	※	600	※	-	-
	1913 ( 2)	※	※	600.000	※	-	-
	1914 ( 3)	※	※	100.000	※ 2,700.000	-	-
	1915 ( 4)	※	※	100.000	※ 2,700.000	-	-
沖 縄 県	1900 (明33)	585	465,470	257,317.175	84,235.940	※ 42,405.259	
	1901 ( 34)	585	467,378	269,118.875	83,948.902	※ 39,226.748	
	1902 ( 35)	585	471,145	255,200.000	73,636.252	※ 38,503.124	
	1903 ( 36)	530	475,826	251,500.000	61,993.695	※ 13,176.746	
	1904 ( 37)	531	481,054	312,382.250	31,799.698	※ 8,764.144	
	1905 ( 38)	530	487,063	340,858.050	37,526.508	※ 9,949.228	
	1906 ( 39)	534	482,402	357,367.500	22,123.505	※ 6,230.612	
	1907 ( 40)	534	490,565	351,830.000	18,358.277	※ 4,722.966	
	1910 ( 43)	463	530,177	134,197.500	11,303.594	※ 19,650.046	
	1911 ( 44)	572	530,957	111,035.000	9,273.095	※ 14,447.564	
	1912 (大 1)	※	※	106,557	※ 3,380	417,081	
	1913 ( 2)	※	※	104,697.000	※ 3,655.000	17,424.156	
	1914 ( 3)	※	※	74,701.780	※ 180,017.228	16,472.446	
	1915 ( 4)	※	※	66,808.000	※ 189,846.500	14,130.411	

ことが想像される。

貸付額は1900(明治33)年5,544円余、1901年7,076円余と増え、1902年4,316円余へと減少し、1903年以後は349円余と激減する。

特に読谷山間切の1900・01・02年の貯蓄に占める貸付額の割合は、それぞれ約30・41・24%と推移している。この割合は図5中頭郡の約11・11・7%、図6沖縄県の約13・12・11%と比較してもはるかに高い。特に1901年は40%を越えている。

しかし、読谷山間切の貸付額の貯蓄に占める割合が1903(明治36)年には2%弱と、前年の1902年の約24%と比較すると激減する。

このような現象は、読谷山間切ほどではないにしても、図5にみるように中頭郡も、約7.3%から2.4%へと同様に激減している。一方、図6の沖縄県の場合には、約11.3%から8.3%へと若干の減少だが、1905(明治38)年には3%代に減少し、その後3%前後で貸付率はその後一定する。

図7国税滞納の推移(1893-1901)をみていただきたい。1897(明治30)年に間切・島制が実施されるまでは、特定の地域を除いてはほとんど滞納状況はなかったと読み取れる。特定の地域とは宮古島と島尻郡である。

旧慣期には滞納はなかったのかというと、先に読谷山間切にみたように間切が村に貸し付け

	銀行預ケ	貸付	其他	計	
				円	厘
読 谷 山	1900 (明33)	-	5,544.300	1,080.000	16,526.825
	1901 ( 34)	251.870	7,076.670	1,080.000	17,327.100
	1902 ( 35)	-	4,316.715	2,160.000	18,218.874
	1903 ( 36)	6,620.420	371.805	6,316.537	19,858.762
	1904 ( 37)	6,515.201	349.445	7,076.400	20,491.046
	1905 ( 38)	4,212.312	349.445	2,160.000	18,521.757
	1906 ( 39)	4,514.358	349.445	2,160.000	21,348.803
	1907 ( 40)	5,450.824	349.445	2,160.000	22,285.269
	1910 ( 43)	16,698.487	169.445	2,430.000	19,897.932
	1911 ( 44)	12,014.297	169.445	2,700.000	15,483.742
	1912 (大 1)	1,898	-	2,700	5,198
	1913 ( 2)	1,898.048	-	2,700.000	5,198.048
	1914 ( 3)	6,363.660	66.252	14,900.000	24,129.912
	1915 ( 4)	6,363.660	66.252	14,900.000	24,129.912
沖 縄 県	1900 (明33)	46,849.925	72,109.648	55,650.864	559,568.811
	1901 ( 34)	48,064.891	68,617.504	77,833.740	588,500.660
	1902 ( 35)	87,271.757	66,836.207	72,911.987	594,359.327
	1903 ( 36)	156,481.701	53,402.725	108,228.994	644,783.861
	1904 ( 37)	141,820.660	47,759.719	62,040.310	604,566.781
	1905 ( 38)	147,385.705	23,324.817	63,194.210	622,238.518
	1906 ( 39)	162,199.247	24,385.111	77,265.094	649,571.069
	1907 ( 40)	186,224.869	23,385.324	66,184.040	650,705.476
	1910 ( 43)	363,228.564	19,200.921	152,860.102	700,440.727
	1911 ( 44)	353,275.874	18,595.322	184,516.967	691,674.779
	1912 (大 1)	14,257	29,780	177,763	748,818
	1913 ( 2)	410,550.973	29,440.434	190,384.860	756,152.423
	1914 ( 3)	594,864.414	14,820.623	88,506.992	969,383.483
	1915 ( 4)	666,311.500	12,774.630	71,630.020	1,011,501.061

て、国税を支払うという構造があった。国税すなわち年貢を払えない家は村の責任で請け負い、村で払えない場合は間切で請け負うという制度は琉球王府が生み出したものである。

間切・島制度が実施された1897（明治30）年、沖縄県全体の国税未納額は約2万4千円、その過半の1万3千円余は宮古島の未納であり、島尻郡が8千円余でついていた。この宮古島と島尻郡が二大未納地域という状況は1900（明治33）年まで続く。1900年の沖縄県全体の単年度未納額は約13万円、1897年の5倍に達している。あくる1901年には沖縄県全体の単年度未納額は約40万円、前年の3倍に急増する。

このような状況に対して、1900年11月、わたなべくにたけ大蔵大臣渡辺国武は、国税滞納者から強徵（強制徵収）できるようにする法律「沖縄県ニオケル国税徵収ニ関スル法律案」を閣議提案し、1901年3月に閣議決定し、総理大臣伊藤博文が帝国議会に提出した。閣議決定によると、1893（明治26）年以来、累計滞納額は23万円におよんでいる。国税総額56万円の沖縄県に、23万円を一時に取り立てたならば、過酷になる恐れがあるとして、1903（明治36）年の税制改革すなわち土地整理を待ってしか施行できないとしている。過去にさかのぼらず、当面、これから滞納に対してこの法案を適応していくとした。

ところが、この法律案は1901（明治34）年の帝国議会では審議されなかった。その年、すなわち1901年の国税未納額は前述したように約40万円、累計は沖縄県の国税総額56万円を越える68万円に達したのである。

法律案が帝国議会で審議され、1902（明治35）年2月に衆議院、3月に貴族院で可決された。貴族院では特別委員会の委員長であった上杉茂憲伯爵が沖縄県令であった経験も含めて次

のように委員会報告を行った。

沖縄県では国税徴収官が人民から税金を直接徴収することはない。したがって滞納処分というものもない。沖縄県には内法というものがあって、間切長がきびしい処分を行っている。したがって、私が県令だった時には国税を滞納するものが多くはいなかった。ところが近年、人智が発達し、間切長の言うことを聞かなくなつて、滞納者が増えるようになった。地租改正前にこの法律案を成立させ、滞納処分をおこなつたならば、沖縄県民は国税は絶対に負担しなければならない義務であると馴致すれば滞納者は減少するであろう、と。

では、国税納入額と国税滞納額の関係はどうなっているのか、図8「国税納税・未納額の推移」みてみよう。納税額と未納額の合計が本来はらうべき国税総額と考えることができよう。そう考えて図を見てみると、1897（明治30）年までは国税総額40万円前後で推移していたのに、1898年には60万円、1900（明治33）年約76万円と増加し、1901年にはとうとう国税総額約109万円と急増していることがわかる。沖縄県の国税総額は1897年以前の2倍以上3倍近くに達したのである。

ここで再び、図4の読谷山間切の貸付額が1900年5,544円余、1901年7,076円余と急増した問題と国税未納問題を関連させて考えてみたい。

読谷山間切の貸付額が急増した1900・1901年図7にみると、読谷山間切が属する中頭郡では1900・1901年、国税未納額が急増する。1901年には11万円という高額になっている。沖縄全体も同様の傾向をしめしている。

上記のことを踏まえて考えるならば、読谷山間切では、国税未納をなるべく出さないために、旧慣的な手法である国税未納者もしくは未納者のいる村に間切が貸付を多額に行ったという仮説を提案する。

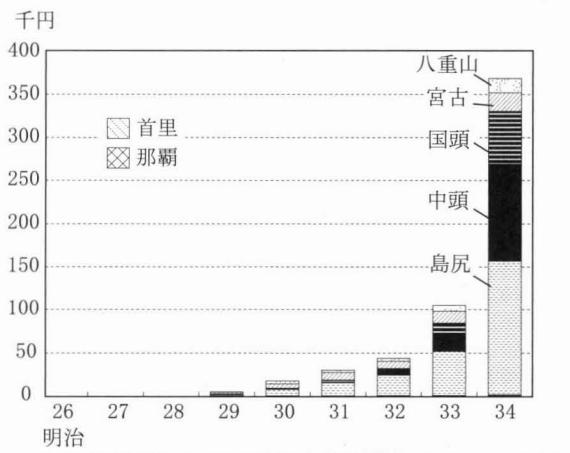


图7 沖縄県における国税滞納額推移(1893-1901年)  
資料:琉球新報1902(明治35)年6月9日、15日より作成

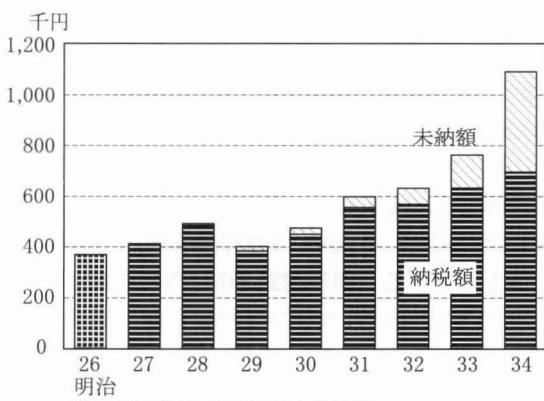


图8 沖縄県における国税納税・未納額の推移(1893-1901年)  
資料:琉球新報1902(明治35)年6月9日、15日  
および『沖縄県史』20巻368-370pより作成

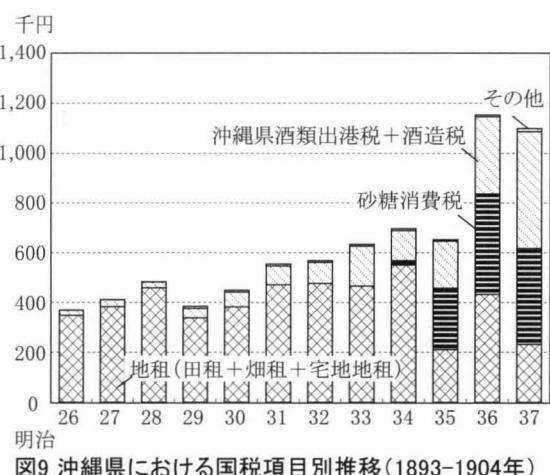
中頭郡全体では貸付の比率が読谷山間切に比較して高くないことから、貸付比率を高めることによって国税未納を防ごうとしてというところに読谷山間切の特色を見出すことができるのではないだろうか。

図9「国税項目別推移（1893 - 1904）」を見ていただきたい。図9からは1901（明治34）年までは沖縄県に負荷されていた国税は地租（農産物による年貢）が主でお酒に関わる税が従であったことがわかる。

そこで図9とさきにみた図8「国税 納税・未納額の推移」を比較してみよう。地租の負担額は40 - 50万前後で推移していたことや1902年の砂糖消費税が導入され1903年から国税が急増したことから考えると、砂糖消費税導入以前の1900 - 1901年の税の未納分は、突然出現したとしか思えないものである。

旧慣期において、国税を払うために間切が村（人々）に貸し付けていた負債がここに出現したと考えることはできないだろうか。

沖縄県ニオケル国税徵収ニ関スル法律案が帝国議会に発議され、審議され決定される時期と、この未納分の出現は符号している。



1902年の「沖縄県ニオケル国税徵収ニ関スル法律」の成立によって、国税徵収官が直接滞納処分ができるようになった。早速、国税徵収官は累計68万円におよぶ莫大な滞納額に直面することになった。

1904（明治37）年、沖縄県滞納旧租延納法案が帝国議会で成立した。かつらたろう せんびちょうたつ同年日露戦争が始まり、桂太郎内閣は戦費調達のために非常特別税法を施行した。沖縄県滞納旧租延納法案はこの非常特別税法が施行している間は、1902年以前の滞納分は徵収せず、非常特別税法が廃止されて後、10年年賦で徵収するという法案であった。

このような背景の中で、1902年を境に読谷山間切・中頭郡においても「貸付」は極めて小額となる。

なお、日露戦争が終わっても、財政上非常特別税法の廃止はできず、1908（明治41）年、「沖縄県ニ於ケル旧租免除ニ関スル法律」が帝国議会で成立し、1902年以前の地租の未納分は免除されることになった。

### ▼公債証書と日露戦争

貯蓄物に端を発する読谷山間切の公債証書原価は図4によれば6,000円台（基本財産総額に対する割合は30%代）で一定しているが、1905（明治38）年11,800円（約64%）、1906年14,325円（約67%）と急増している。これは日露戦争の戦時国債を、読谷山間切が銀行貯金・その他を取り崩して購入した結果によるものと考えることができる。

図5の中頭郡では1904年には公債証書原価の基本財産に占める割合が前年の35%から56%と急増するのが読谷山間切よりも早いが、結局1905年約64%・1906年約67%と読谷山間切と同様の割合に達している。

図6の沖縄県自治体全体では、公債証書原価の占める割合が40%代と読谷山間切・中頭郡に比較して高く、1904（明治37）年には約

39%から52%と増加する傾向が中頭郡と同様にみられるが、1905年約55%・1906年約55%と微増に留まっている。

沖縄県各自治体が日露戦争が始まった1904年には戦時国債を購入し、基本財産中公債証書の比率を高めたのに対し、読谷山間切は1年遅れた分をとりもどすかのように公債証書の比率を中頭郡平均まで、公債証書原価の比率を高めたといえよう。

### ▼貯蓄と基本財産

1901（明治34）年2月、中頭郡の各間切は協議して、凶荒災害用の蓄積を20年間かけて行おうと協議し、規約書を制定した。規約書によれば1920年まで、一戸平均8銭を間切税として徴収し間切基本財産にくりいれることと規定されたという。読谷山間切における凶荒災害用の蓄積は1905年時点では435円余であり、積み立て予定額は3,840円だという。

旧慣において蓄積してきた貯蓄の目的は凶荒災害用であった。しかし、貯蓄が間切基本財産と名前を変えた時点でその持っている意味も変化したのである。したがって自治体としての中頭郡各間切は凶荒災害用のための蓄積を連合して始めたのである。

中頭郡各間切が凶荒災害規約書を制定した1901（明治34）年の3月、読谷山間切宇座村の医療共同貯金が琉球新報に紹介されている<sup>\*13</sup>。

その内容は、宇座村は田舎で医師も居らず、往診を頼んでも8キロから12キロメートルも離れたところから往診に来てもらい、その往診料は三四十銭に及び、その上薬代も高く、貧乏人は医療を受けることができない。そこで宇座村では共同貯金を積み立て、貧富に関わらず医療一切の費用をまかなうという内規を作り実行した。その結果、医療を受けられず、死んだものはいないというものであった。またその資金は養鶏鶏卵を売却することによって得たものだ

という。

本来國・縣・間切が行うべき福祉を、村（部落・字）が独自に貯蓄することによって生まれた制度である。間切基本財産蓄財の一つの可能性が福祉のための原資にあったのかもしれない。

### ▼基本財産の内容

土地整理によって、間切が所有する土地の地価が決まり、家屋に対する評価額も決まったと考えられる。今までの間切の貯蓄に土地・建物評価価格も加味された統計が表I-5-05である<sup>\*14</sup>。表I-5-05から作成した図10「読谷山間切基本財産」をみていただきたい。表I-5-05にみるように土地価格は1905（明治38年）、約320円であったが、1906年になって4,298円と急増している。

間切が所有する土地には3403坪の間切山野（第4章林業表II-4-3）、間切役場の土地、学校などが考えられる。

1906年に土地価格が急増したのは土地整理によって、村（字）の共有地であった村山野・牧場・池などが、間切の土地に移行することによって急増したのものかもしれない。残念なことに統計資料では土地価格はわかるが、その面積はわからない。

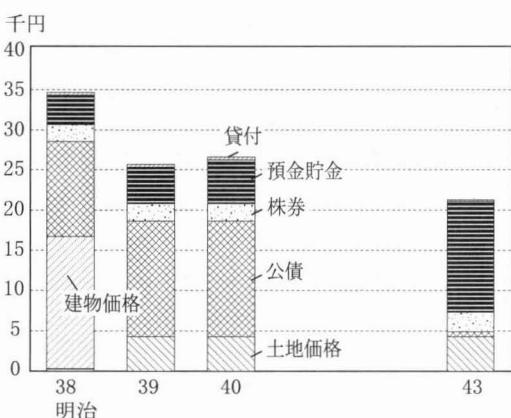


図10 読谷山間切基本財産(1905-07・1910)

\*13. 読谷山宇座村の医療内規 [琉球新報: 1901(明治34)年3月5日]: 田舎に於て医師欠乏の為め其来診を乞ふにも二三里を往かざるべからず。其の上に往診料も三四十銭を要し薬価等も比較的多き次第なるを以て貧困者は間々治療を受け得ざるものあり。茲(ここ)に右宇座村に於ては此不便を除かん為め共同貯金を積み立て医療一切の費用は貧富に拘はらず此より支弁するの内規を立て現に実行しつつある中なるが之が為め同村にては医薬を得ずして不幸に死するものなしと云ふ。

表 I-5-05 基本財産《読谷山、沖縄県 1905～1907、1910》

	土地価格	建物価格	穀物価格	公債	株券	下段に続ぐ
	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	
読 谷 山	1905(明38) 319,660	16,404.010	-	11,800.000	2,160.000	
	1906( 39) 4,298	-	-	14,325	2,160	
	1907( 40) 4,298	-	-	14,325	2,160	
	1910( 43) 4,298	-	-	600	2,430	
沖 縄 県	1905(明38) 189,113.697	431,526.365	-	328,050.000	61,975.500	
	1906( 39) 188,184	235,471	-	338,095	62,311	
	1907( 40) 192,785	242,097	-	344,130	63,740	
	1910( 43) 307,639	178,479	-	115,243	159,073	

	金員			其他価格	合計	
	預金貯金	貸付金	現在金			
	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	
読 谷 山	1905(明38) 3,599.984	349.445	-	-	34,633.099	
	1906( 39) 4,514	349	-	-	25,646	
	1907( 40) 5,450	349	-	-	26,582	
	1910( 43) 13,765	169	-	-	21,262	
沖 縄 県	1905(明38) 170,119.188	30,554.901	28,731.928	106,125	1,240,177.704	
	1906( 39) 195,026	203,269	4,810	15,744	1,242,910	
	1907( 40) 197,082	33,323	3,085	15,774	1,092,016	
	1910( 43) 356,147	51,684	6,702	34,882	1,209,849	

建物価格は表 I-5-05 では 1905 (明治 38) 年 1 万 6,404 円と評価されているが、その明くる年 1906 年からは、なぜか基本財産から建物価格は消えている。

上記変動の大きい不動産、土地価格と建物価格を除いて基本財産を考えると、公債を 1906 (明治 39) 年に買い増しし、預金貯金は 1907 年まで約 1,000 円づつ増加し、全体としては、増加傾向にあることがわかる。

1910 (明治 43) 年には、前述した公債がほとんど姿を消し、そのかわり預金貯金が急増している。公債を売り払い、預金貯金が増加したと考えることができる。しかし、公債の売却額全てが預金貯金に使われず、何らかの事業に使われたと推定できる。

### 第 3 節 島嶼町村制の時期

1907 (明治 40) 年島嶼町村制が施行され読谷山間切は読谷山村となった。この島嶼町村制は他県と異なる特別制度である。町村長は知事による任命であり、県庁は命令権と処分権を持っている。また議会の議決権も町村長によつ

琉球新報 1906 (明治 39) 年 6 月 13 日

\*14. 1906 (明治 39) 年 6 月 13 日付琉球新報の、「中頭郡各間切基本財産」には読谷山間切の財産額が、34,633,099 とあり、これは表 -5-04 の明治 38 年の合計額と一致している。

て制約を受けるものであった。

この特別町村制が廃止されたのは 1920（大正 9）年のことである。ここでは島嶼町村制下の読谷山村の基本財産統計を中心にみていくことにする。

### ▼村有地の形成

表 I-5-05「基本財産」と表 I-5-06「基本財産」をみていただきたい。この時期の基本財産に関わる統計はこの二つに、不動産を除いた貯蓄物統計である表 I-5-04「貯蓄物」しかない。

基本財産中土地の評価額は間切時代と同様 1910（明治 43）年も 4,298 円と評価され、1919（大正 8）年には 7,714 円と増えている。

1919 年の統計表 I-5-06 は 7,714 円という土地の価額がわかるだけでなく、面積が 508.9 町歩というように土地の面積がわかる貴重な統計である。508.9 町歩は約 504 ヘクタール、読谷村の村有地は現在約 486 ヘクタールだから 1919 年までには読谷山村村有地が形成されたと考えることができる。

1912（明治 45）年、読谷山尋常高等小学校が、喜名から座喜味に校舎を移築し、喜名は分校となり（沖縄毎日、明治 45 年 5 月 29 日、「読谷山校落成式」）、古堅小学校の増設が計画されている（琉球新報、明治 45 年 6 月 1 日、「森山校長の断片」）。

土地の価額が増加したのは学校移築と関係するのかもしれない。

### ▼建物基本財産の再登場

また、1919 年の統計（統計表 I-5-06）では、1905（明治 38）年しか確認できない建物価格も基本財産 987 円と記されている。前述したように読谷山村には三つの小学校がある。987 円は三つの学校の建物額にしては過小に思われる所以で、村役場建物の評価額を示すのかもしれない。

### ▼預金基本財産の急減と増加

次に基本財産中預金等の財産の推移をみるために作成した図が、図 11 である。1907（明治 40）年から 1910 年の足かけ 4 年間で基本財産（預金部分）を 3 倍弱に増やしている。しかし、1912～13（大正 1～2）年にかけておよそ 1 万円を支出したことが読み取れる。これもまた読谷山尋常高等小学校移築や古堅小学校の増設と関係するかもしれない。

その後、1914（大正 3）年には基本財産（貯金部分）を 1 年間で 2 万円近く増やし、1919 年には 4 万円を越える基本財産（貯金部分）を有するに至っている。

## 第 4 節 町村制の施行から戦時へ

前述したように特別町村制が廃止され町村制へ移行したのは 1920（大正 9）年である。町村制への移行によって、町村長が町村会議員によって選出されるようになる。

ここでは町村制へ移行時期から戦時体制が確立される 1939（昭和 14）年までの基本財産・特別基本財産および郵便貯金の変化をみていく。

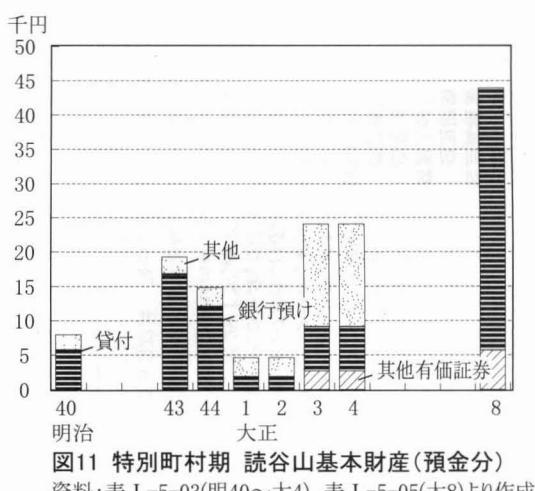


図11 特別町村期 読谷山基本財産(預金分)

資料：表 I-5-03(明40～大4)、表 I-5-05(大8)より作成

表 I-5-06 基本財産《読谷山、沖縄県 1919 (大 8)》

	土地		建物	公債証書		其他有価証券	
	反別	地価	価額	価額	額面	価額	額面
読谷山	町	円	円	円	円	円	円
沖縄県	508.9	3,841	7,714	987	100	100	5,700
	57,491.9	170,862	2,836,812	11,177	61,200	60,155	252,405
							5,700
							257,924

下段に続く

	郵便局 預金	銀行預金	貸付	其他	計
	円	円	円	円	円
読谷山	-	38,204	-	-	52,705
沖縄県	4,217	703,710	1,615	3,567	3,874,703

### ▼村有地と部落有地

図 12 は表 I-5-07「基本財産」(1921 ~ 1939)、表 I-5-11「部落有財産」(1921 ~ 27) から作成した読谷山村の基本財産中、土地と建物と部落有地の価額の変化である。土地価額なのでどれくらいの広さなのかはわからない。

基本財産中の土地価額は 1923 (大正 12) 年の単年度だけ 3 万円を越え、明くる 1924 年 9,302 円、1925 年 8,654 円と 1 万円を割り込んだのはなぜかという疑問がわく。村有地とは対称的に、部落有の土地は、逆に 1922 (大正

11) 年 1 万 2,443 円もあったものが 1923 年には 5,497 円と急減している。

そして 1924 年には読谷山村有地（基本財産）と部落有地はほぼ同額の 9,000 円余となっている。

この時期、部落は土地の所有者になることはできなかった。部落有地は何人かの共同所有という形で登記するか、村有地として登記するしかなかったのである。1923 年の読谷村の動向は部落有地を村有地にして、村財政を豊かにしようと図ったが、1924 (大正 13) 年なんらかの不都合がおこり、部落有地にある程度もどっ

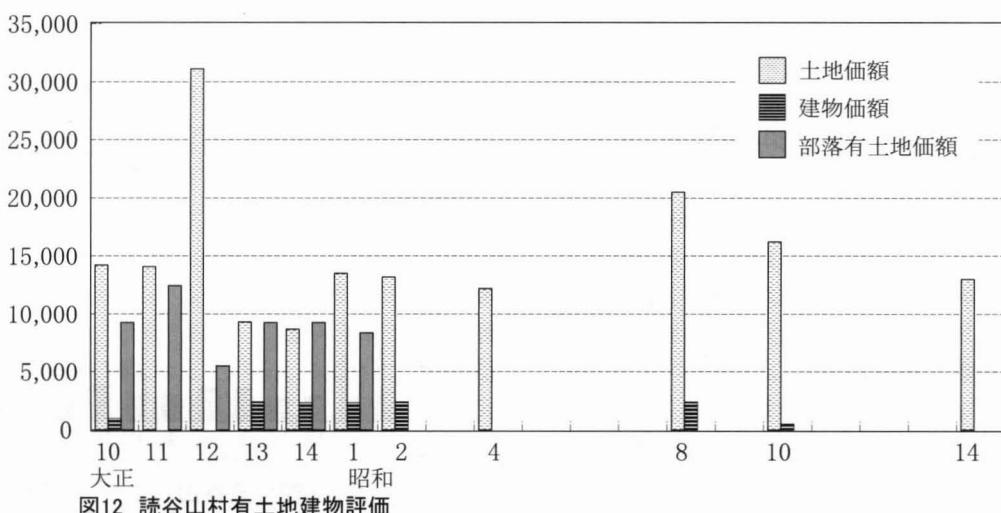


図12 読谷山村有土地建物評価

表 I-5-07 基本財産《読谷山、沖縄県 1921 ~ 1938》

単位:円

	土地価額	建物価額	有価証券価額	郵便貯金	銀行預金	現金
読 谷 山	1921 (大10)	14,184	987	9,125	-	40,356
	1922 ( 11)	14,077	-	12,450	※	※
	1923 ( 12)	31,131	-	11,450	※	※
	1924 ( 13)	9,302	2,436	11,450	※	※
	1925 ( 14)	8,654	2,346	12,612	※	※
	1926 (昭 1)	13,495	2,346	12,612	※	※
	1927 ( 2)	13,183	2,436	14,100	※	※
	1929 ( 4)	12,203	-	21,900	※	※
	1933 ( 8)	20,498	2,436	19,900	※	※
	1935 ( 10)	16,219	545	19,263	※	※
	1938 ( 13)	13,010	-	20,050	※	※
	1921 (大10)	3,625,973	13,768	466,421	1,498	608,626
	1922 ( 11)	4,484,863	267,798	493,578	※	※
	1923 ( 12)	2,962,556	85,430	423,911	※	※
	1924 ( 13)	4,218,326	92,656	428,544	※	※
沖 縄 県	1925 ( 14)	4,114,748	173,000	412,880	※	※
	1926 (昭 1)	4,189,577	147,333	408,140	※	※
	1927 ( 2)	2,684,517	338,720	371,967	※	※
	1929 ( 4)	3,353,854	32,158	460,242	※	※
	1933 ( 8)	2,808,115	73,690	488,907	※	※
	1935 ( 10)	2,991,962	425,981	428,304	※	※
	1938 ( 13)	3,675,149	49,267	529,785	※	※
	1921 (大10)	3,625,973	13,768	466,421	1,498	608,626
	1922 ( 11)	4,484,863	267,798	493,578	※	※
	1923 ( 12)	2,962,556	85,430	423,911	※	※
	1924 ( 13)	4,218,326	92,656	428,544	※	※
	1925 ( 14)	4,114,748	173,000	412,880	※	※
	1926 (昭 1)	4,189,577	147,333	408,140	※	※
	1927 ( 2)	2,684,517	338,720	371,967	※	※
	1929 ( 4)	3,353,854	32,158	460,242	※	※
	1933 ( 8)	2,808,115	73,690	488,907	※	※
	1935 ( 10)	2,991,962	425,981	428,304	※	※
	1938 ( 13)	3,675,149	49,267	529,785	※	※

次  
頁  
に  
続  
く

注 1) 大正 11、昭和 8、10 年「沖縄県・計」欄は、再計算するとそれぞれ「6,629,373、4,075,764、9,908,334」となるが、原資料表記のままとした。

注 2) 昭和 2 年以降は「毎 3 年調査」(表の出所一覧参照) のため、3 年間は同一の統計が掲載されている。重複する年度は省略した。

たものと考えることができよう。ただし、部落有地は法的には部落の所有ではなく共有所有の場合が多いから、なんらかの形で部落有地を統計は把握していたと考えることができる。

村有地に関しては表 I-5-08 「特別基本財産」の中にも見いだすことができる。その土地価額は 1921 (大正 10) 年から 1927 (昭和 2) 年まで記されている。「特別基本財産」の土地価額はが 21 ~ 99 円と基本財産と比較すると極めて小さな額のように見える。しかし、統計表 I-5-06 でみたように 7,714 円という土地の評価額の面積が約 504 ヘクタールということから考えると、21 ~ 99 円の土地は 1.3 から 6.5 ヘクタールとなる。この面積は、決して狭い土地ではなく、特別財産にふさわしい学校予定地等を意味していたのかもしれない。

建物に関しては 1921 (大正 10) 年には、島嶼町村時代の 1919 年と同額 987 円とされ、1924 (大正 13) 年になって 2,436 円と 3 倍弱

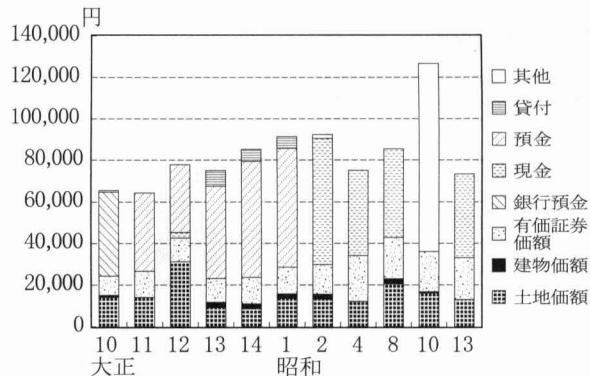


図13 基本財産(読谷山)

資料:表 I-5-06より作成

単位:円

	預金	貸付	其他	計
1921 (大10)	※	—	810	65,462
1922 ( 11)	37,741	—	—	64,268
1923 ( 12)	32,369	—	—	77,782
1924 ( 13)	44,368	7,500	—	75,064
1925 ( 14)	55,880	5,625	—	85,117
1926 (昭 1)	57,198	5,625	—	91,276
1927 ( 2)	※	※	2,000	92,331
1929 ( 4)	※	※	—	75,157
1933 ( 8)	※	※	—	85,332
1935 ( 10)	※	※	90,669	126,696
1938 ( 13)	※	※	—	73,425
1921 (大10)	※	5,764	220,121	4,942,171
1922 ( 11)	767,952	27,919	583,733	6,629,372
1923 ( 12)	600,920	54,025	37,103	4,170,032
1924 ( 13)	589,299	423,962	155,270	5,909,592
1925 ( 14)	662,771	428,091	10,500	5,803,391
1926 (昭 1)	695,896	351,072	33,980	5,830,545
1927 ( 2)	※	※	36,180	4,132,190
1929 ( 4)	※	※	17,549	4,633,627
1933 ( 8)	※	※	16,972	3,555,764
1935 ( 10)	※	※	5,654,456	9,818,334
1938 ( 13)	※	※	26,139	4,836,045

の価額が1933(昭和8)年までは続いている。ただし建物は不動産として常にあるはずなのに、価額が急増したり、急減したり、時には無い年があるのをどのように考えるのかという問題がある。

#### ▼沖縄救済と貸付

次に読谷山村所有の不動産以外の基本財産をみてみよう。表I-5-07「基本財産」をみていただきたい。1924年7,500円、1925年・1926(昭和1)年5,625円と貸付が行われていることがわかる。この現象は中頭郡でも、沖縄県全体でも同様であり、沖縄県全体では42万円を越える額になっている。ちょうどこの時期は、サトウキビ価格暴落によるソテツ地獄状況にあり、ソテツ地獄から抜け出して、いかにして救済復興するかが焦眉の課題であった。この課題は国会で議論され、「沖縄救済に関する建

議案」<sup>\*15</sup>等が可決された時期にあたる。

このような状況と町村による貸付が突然統計に現れたことを考え合わせると、沖縄県下の各自治体は、貸付をすることによって、各地の産業を復興しようとしたものと思われる。

#### ▼特別基本財産

図14は表I-5-07と表I-5-08「特別基本財産」の有価証券・郵便貯金・銀行預金・預金・現金の総計(基金と仮称)を併せて作成したグラフである。

読谷山村の基金に関しては、基本財産部分が大きく、特定の目的をもつ特別基本財産は基本財産の四分の一から三分の一程度である。

特別財産の内訳をみると、1921(大正10)年は、ほとんど全てが銀行預金であったものが、あくる1922(大正11)年から預金とだけ記され、1927(昭和2)年からは現金と変化してい

\*15. 「沖縄救済に関する建議案」(1926年)。

表 I-5-08 特別基本財産《読谷山、沖縄県 1921 ~ 1938》

(単位: 円)

	土地価額	建物価額	有価証券価額	郵便貯金	銀行預金	現金	下段に続く
1921 (大10)	73	-	-	-	11,339	※	
1922 ( 11)	73	-	-	※	※	591	
1923 ( 12)	99	-	-	※	※	-	
1924 ( 13)	21	-	-	※	※	-	
1925 ( 14)	21	-	-	※	※	-	
1926 (昭 1)	21	-	-	※	※	-	
1927 ( 2)	21	-	-	※	※	16,116	
1929 ( 4)	-	-	2,400	※	※	10,967	
1933 ( 8)	-	-	2,400	※	※	12,508	
1935 ( 10)	-	-	200	※	※	-	
1938 ( 13)	-	-	-	※	※	4,614	
1921 (大10)	109,582	54,103	25,251	1,585	157,063	※	
1922 ( 11)	113,259	105,940	22,738	※	※	1,342	
1923 ( 12)	146,698	-	21,482	※	※	70	
1924 ( 13)	85,700	36,498	16,588	※	※	243	
1925 ( 14)	93,660	34,765	16,209	※	※	2,093	
1926 (昭 1)	90,751	-	15,900	※	※	43	
1927 ( 2)	93,747	-	9,717	※	※	192,954	
1929 ( 4)	100,995	-	23,598	※	※	177,223	
1933 ( 8)	87,063	-	32,115	※	※	179,870	
1935 ( 10)	118,687	289,885	26,162	※	※	106,178	
1938 ( 13)	23,840	-	33,913	※	※	95,453	

(単位: 円)

	預金	貸付	其他	計
1921 (大10)	※	-	313	11,725
1922 ( 11)	11,927	-	-	12,591
1923 ( 12)	12,746	-	-	12,845
1924 ( 13)	14,786	-	-	14,807
1925 ( 14)	15,947	-	-	15,968
1926 (昭 1)	16,050	-	-	16,071
1927 ( 2)	※	※	-	16,137
1929 ( 4)	※	※	-	13,367
1933 ( 8)	※	※	-	14,908
1935 ( 10)	※	※	745	945
1938 ( 13)	※	※	-	4,614
1921 (大10)	※	3,109	19,419	370,112
1922 ( 11)	155,747	5,980	800	405,807
1923 ( 12)	168,544	5,061	13,402	355,257
1924 ( 13)	158,901	32,287	2,595	332,812
1925 ( 14)	177,126	39,143	102	363,098
1926 (昭 1)	181,487	27,777	234	316,192
1927 ( 2)	※	※	900	297,318
1929 ( 4)	※	※	13,193	315,009
1933 ( 8)	※	※	21,917	320,965
1935 ( 10)	※	※	17,636	558,548
1938 ( 13)	※	※	-	153,206

注 1) 大正 11 年「沖縄県・計」欄は、再計算すると「405,806」となるが原資料表記のままとした。

注 2) 昭和 2 年以降は「毎三年調査」(本巻末尾の「出所一覧」参照) とある。そのため 3 年間は同一の統計が掲載されており、本表では重複する年度を省略した。

表 I-5-09 基本財産（毎3年調査）《県計、都市計、中頭市町村別 1938（昭13）》

	土地価額	建物価額	有価証券価額	現金	其他	計	
県計	3,675,149	49,267	529,785	555,705	26,139	4,836,045	
中頭	268,554	13,906	164,975	230,387	-	677,822	
島尻	365,876	11,102	247,590	242,949	-	867,517	
郡	1,672,952	21,539	88,150	60,373	12,069	1,855,083	
市	宮古	340,952	700	5,300	7,036	353,988	
計	八重山	891,202	100	16,545	11,515	14,070	933,432
那覇	122,884	1,920	7,225	1,837	-	133,856	
首里	12,729	-	-	1,608	-	14,337	
浦添	14,138	1,200	7,150	5,651	-	28,139	
西原	4,811	-	11,500	12,569	-	28,880	
中城	8,571	-	15,750	61,684	-	86,005	
宜野湾	2,412	-	25,450	38,805	-	66,667	
中	北谷	44,805	9,222	6,575	20,742	-	81,344
頭	読谷山	13,010	-	20,050	40,365	-	73,425
郡	越來	7,512	759	12,000	3,984	-	24,255
市	美里	129,956	-	27,400	16,475	-	173,831
計	具志川	42,753	2,725	24,650	22,768	-	92,896
那覇	与那城	130	-	6,450	4,850	-	11,430
首里	勝連	456	-	8,000	2,494	-	10,950

表 I-5-10 特別基本財産（毎3年調査）《県計、都市計、中頭市町村別 1939（昭14）》

	土地価額	建物価額	有価証券価額	現金	其他	計	
県計	23,840	-	33,913	95,453	-	153,206	
中頭	4,926	-	4,400	35,275	-	44,601	
島尻	16,710	-	24,375	55,228	-	96,313	
郡	国頭	2,204	-	1,200	3,783	-	7,187
市	宮古	-	-	-	263	-	263
計	八重山	-	-	50	456	-	506
那覇	首里	-	-	-	-	-	-
浦添	2,184	-	500	1,237	-	3,921	
西原	-	-	400	3,174	-	3,574	
中城	-	-	1,800	12,853	-	14,653	
宜野湾	-	-	-	326	-	326	
中	北谷	-	-	2,280	-	2,280	
頭	読谷山	-	-	4,614	-	4,614	
郡	越來	1,035	-	300	596	-	1,931
市	美里	-	-	1,300	3,108	-	4,408
計	具志川	1,707	-	-	6,536	-	8,243
那覇	与那城	-	-	100	551	-	651
首里	勝連	-	-	-	-	-	-

表 I-5-11 部落有財産《読谷山、沖縄県 1921～1926》

	土地価額	建物価額	有価証券 価額	郵便貯金	銀行 預金	預金	現金	貸付	其他	計	
読谷山	1920 (大 9)	7,493	-	-	-	※	※	-	-	7,493	
	1921 ( 10)	9,256	-	-	※	※	-	-	-	9,256	
	1922 ( 11)	12,433	-	-	※	※	-	-	-	12,433	
	1923 ( 12)	5,497	-	-	※	※	-	-	-	5,497	
	1924 ( 13)	9,256	-	-	※	※	-	-	-	9,256	
	1925 ( 14)	9,256	-	-	※	※	-	-	-	9,256	
	1926 (昭 1)	8,345	-	-	※	※	-	※	-	8,345	
沖縄県	1920 (大 9)	409,083	22,667	4,500	-	3,553	※	※	1,400	-	441,203
	1921 ( 10)	603,824	20,665	2,145	※	3,346	5,015	22,491	10,659	668,145	
	1922 ( 11)	321,735	26,463	2,145	※	※	-	1,533	15,750	9,252	376,878
	1923 ( 12)	291,539	23,870	560	※	※	-	40	10,250	8,315	334,574
	1924 ( 13)	330,357	23,161	560	※	※	-	43	7,250	200	361,671
	1925 ( 14)	363,749	24,861	560	※	※	730	43	9,550	200	399,693
	1926 (昭 1)	335,111	25,189	560	※	※	※	10,330	※	200	371,390

注1) 大正13年「沖縄県・計」欄は再計算すると「361,571」となるが原資料表記のままとした。

る。特別財産の総額は1925(大正14)年までは増加をつづけ、その後、1927年までは変化がなく、1929(昭和4)年に3,000円弱が取り崩されている。

1933(昭和8)年に14,908円あった特別基本財産は1935年に945円に激減している。これは1935年以前に特別の目的のために使用してしまったと読み取ることができるかもしれない。もしくは特別基本財産は基本財産

に組み入れることもできるから、1935年に約14,000円が基本財産に組み入れられることもあるって、図14にみるように、基本財産が10万円を越える基本財産になったとも考えることもできるかもしれない。

#### ▼郵便貯金

1896(明治29)年6月22日、ていしん 通信省告示により読谷山郵便局が喜名村に設置された。

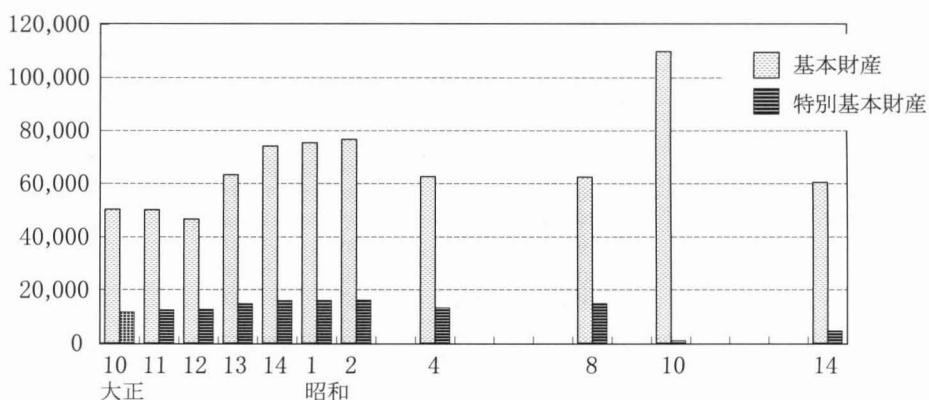


図14 読谷山村有貯金

表 I-5-12 郵便貯金《読谷山、中頭、沖縄県 1902 ~ 1903》

	現在預 人員	現在預金額	前年ニ対シ増減		現在人口	人口百人 ニ付貯金 者(額)	人口一人 ニ対スル 平均貯金
			人員	金額			
			円	厘			
1902 (明35)	読谷山	103	319. 597	50	204. 850	13, 130	- 0.024
	中頭計	682	1, 692. 656	366	652. 473	58, 972	- 0.029
	沖縄県	5, 724	81, 289. 899	2, 169	△15, 404. 128	291, 993	0.003 0.278
1903 (明36)	読谷山	250	482. 190	147	162. 593	13, 762	1.84 0.035
	中頭計	2, 150	2, 685. 644	1, 468	1, 572. 988	103, 947	2.07 0.026
	沖縄県	9, 699	77, 185. 519	3, 975	△3, 524. 380	381, 249	2.54 0.202

注 1) 明治 35 ~ 36 年「△印ハ前年ニ対スル減」

注 2) 明治 35 年「中頭郡・前年ニ対シ増減・人員、沖縄県・前年ニ対シ増減・人員・金額」の値は正誤表により訂正した。

1904（明治 37）年、読谷山郵便局は大湾村に移されるが喜名村には嘉手納から郵便受取所が移転している。

読谷山郵便局への個人貯金を表 I-5-12 からみることができる。「前年ニ対シ増減」という項目から、読谷山間切における 1901（明治 34）年の預金者 53 人、総額 114 円余と読み取った。

1902 年預金者 103 人、総額 319 円余、1903 年預金者 147 人、総額 482 円余と漸次増加していることがわかる。

1903 年における郵便貯金をしている人の割合と一人当たりの貯金額を比較してみると図 17 のようになる。

郵便貯金をしている人の割合は沖縄県全体が 2.54%、中頭が 2.07%、であるのに対して、読谷山は 1.82% と郵便預金に対する関心は低いことがわかる。

しかし一人当たりの貯蓄額は 1.93 円で沖縄県平均の 7.96 円には、はるかにおよばないが、中頭郡平均の 1.25 円よりは高いことがわかる。

表 I-5-13 は、職業別郵便貯金（読谷・中頭・沖縄県、1902 年度）である。沖縄県全体では、官吏・軍人、雑業者、学校生徒、農業者という順に郵便貯金をしていることがわかる。1902 年 7 月 7 日、沖縄県知事奈良原は郵

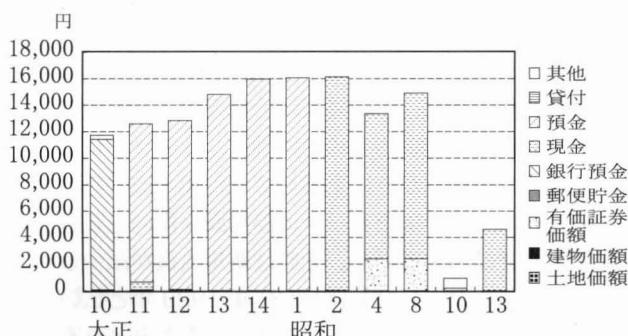


図15 特別基本財産(読谷山)

資料:表 I-5-07より作成

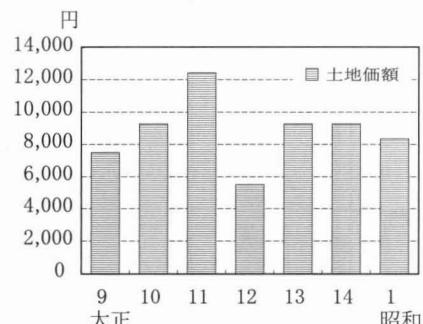


図16 部落有財産(讀谷山)

資料:表 I-5-10より作成

表 I-5-13 職業別郵便貯金《読谷山、中頭、沖縄県 1902 (明 35)》

	農業		商業		工業		雑業		諸業者の被雇職工 一般の使役人		下段に統ぐ
	人員	金額 円 厩	人員	金額 円 厩	人員	金額 円 厩	人員	金額 円 厩	人員	金額 円 厩	
読谷山	6	15,036	1	0,104	2	2,275	45	162,227	12	10,804	
中頭計	73	93,504	3	1,018	6	28,403	289	825,311	43	31,214	
沖縄県	589	13,978,549	253	5,412,103	151	2,162,800	1134	7,053,688	444	1,754,923	

	官吏軍人		学校生徒		漁獲業船夫		無職業		社寺其他団体		職業未詳	
	人員	金額 円 厩	人員	金額 円 厩	人員	金額 円 厩	人員	金額 円 厩	人員	金額 円 厩	人員	金額 円 厩
読谷山	32	123,948	2	0,720	-	-	-	-	-	-	3	4,483
中頭計	188	392,811	31	54,687	-	-	6	29,804	24	16,737	19	219,167
沖縄県	1561	25,211,493	900	3,280,310	25	64,144	59	919,001	44	3,879,349	564	17,573,494

注 1) 「沖縄県・漁獲業船夫・金額」の値は正誤表により訂正した。

便貯金奨励のため、官吏は給料の 1%以上郵便貯金をするよう内訓している。官吏軍人という類型が多いのはこの内訓による影響もあったと思われる。

読谷山間切では官吏軍人よりも雑業者が多いというところに特色がある。1903 (明治 36) 年 9 月 21 日の琉球新報の長寿者を紹介する記事に次のように雑業者がしるされている。

又吉カマは今年 90 歳になる長寿者である。彼女は国頭郡国頭間切辺土名村に生まれ、20

歳の時に読谷山間切古堅村の又吉家に嫁いできた。結婚後、35 歳まで、雑業を家業とし、その後、85 歳まで紡績と農業を営んできた。生活は最初は困難であったが、今はやや豊かだという。

ここに読谷山間切の雑業の一つのあり方をみることができる。貧困の中、雑業で小金を貯金し、一定額貯まつたら土地を購入し、農業を営むというあり方である。

### ▼郵便貯金

表 I-5-14 を元に、1919 ~ 30 (大正 8 ~ 昭和 5) 年度の喜名局・読谷山局に預けられた郵便貯金の取引高の変化をグラフに表したものが図 18 である。読谷山局の預金取引額は 1927 (昭和 2) 年の最高時で預入が 1 万 5,957 円、払渡が 1 万 5,249 円である。1920 年代に入つて右肩上がりに上昇してきた預金取引額は先述の 1927 年をピークに停滞減少傾向を読谷山村では示している。それは新規人員が減少していること、1928 (昭和 3) 年 1929 年と払い渡しが預け入れより多いことからもよみとれる。

読谷山村の傾向は図 19 にみるように沖縄県全体でも、1929 年には払い渡し額が預け入れ

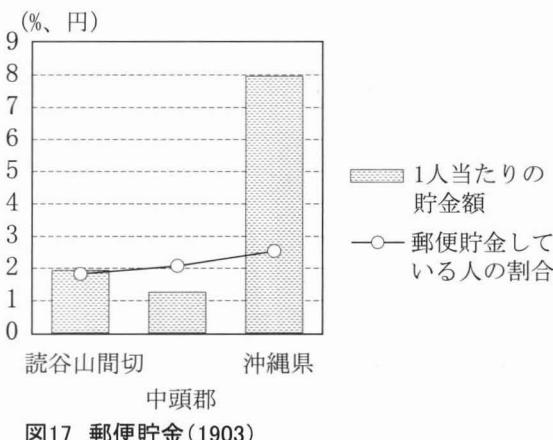


図17 郵便貯金(1903)

表 I-5-14 郵便貯金《読谷山、沖縄県 1919～1930》

	局名	預入		払渡		新規人員
		度数	金額 円	度数	金額 円	
読 谷 山 村	1919 (大 8) 喜名局	833	1,811	415	3,171	138
	1920 ( 9) 喜名局	861	1,754	353	3,549	132
	1921 ( 10) 喜名局	723	1,518	402	1,657	97
	1922 ( 11) 読谷山局	910	1,772	331	1,429	236
	1923 ( 12) 読谷山局	1,833	4,928	629	3,612	307
	1924 ( 13) 読谷山局	1,750	5,304	756	4,974	287
	1925 ( 14) 読谷山局	1,915	6,812	864	6,429	277
	1926 (昭 1) 読谷山局	1,628	10,826	856	9,611	195
	1927 ( 2) 読谷山局	41,600	15,947	1,114	15,249	157
	1928 ( 3) 読谷山局	1,775	10,112	914	11,041	204
	1929 ( 4) 読谷山局	1,775	10,112	914	11,041	204
	1930 ( 5) 読谷山局	1,119	9,904	906	9,752	112
沖 縄 県	1919 (大 8)	100,268	791,883	37,419	673,334	15,682
	1920 ( 9)	77,517	612,792	37,276	663,572	9,198
	1921 ( 10)	81,421	613,419	48,895	658,213	12,428
	1922 ( 11)	113,767	673,259	46,769	621,527	23,805
	1923 ( 12)	180,101	1,286,235	53,136	878,613	27,991
	1924 ( 13)	223,152	1,265,371	63,805	1,144,614	32,681
	1925 ( 14)	244,075	1,447,608	74,014	1,369,012	25,808
	1926 (昭 1)	227,080	1,991,996	86,742	1,805,587	19,322
	1927 ( 2)	218,125	2,352,279	91,564	2,129,634	24,053
	1928 ( 3)	228,406	2,420,197	101,361	2,315,568	26,188
	1929 ( 4)	228,194	2,512,761	104,048	2,552,250	22,233
	1930 ( 5)	197,283	2,473,684	104,045	2,390,972	15,470

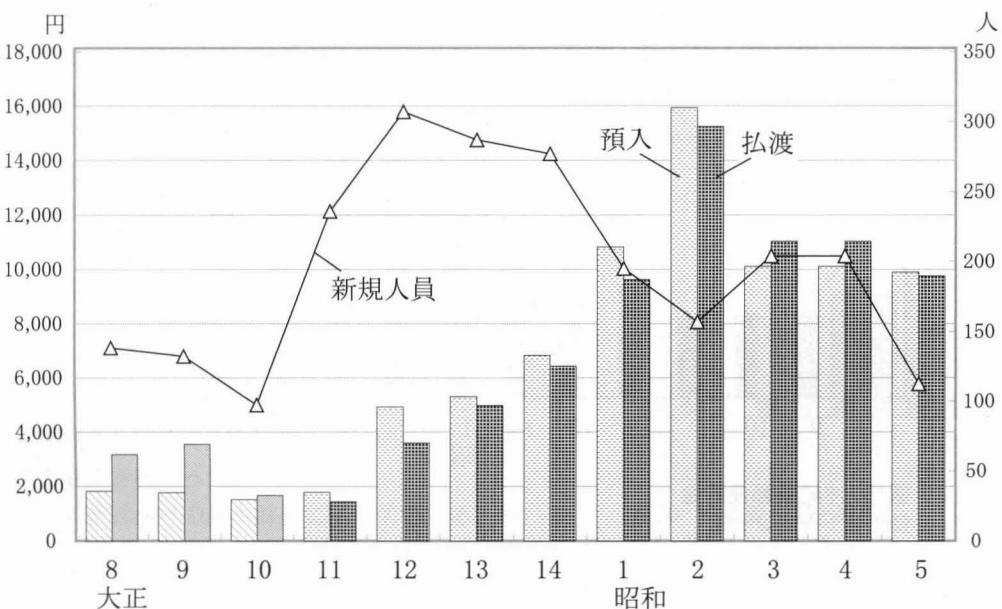


図18 郵便貯金(読谷山村)

資料:表 I-5-14より作成

額を上回り、新規の預け入れが減少するなど、同様の傾向をみることができる。

次に預金残高を考えてみたい。表 I-5-14 から作成したのが図 20 「預金差引額と残額」である。

たとえば、1919（大正 8）年を例にとってみよう。預け入れは 1,811 円、払い渡しは 3,171 円である。差し引き、払い渡し額の方が、1,360 円多いことになる。あくる 1920 年も払い戻しの方が 1,795 円多く、1919、20 年の 2 年間で、合計 3,055 円も読谷村民は郵便貯金を取り崩したことになる。

以下、預け入れ超過をプラス、払い渡し超過をマイナスと考え、単年度分を「差引額」とした。読谷山村の 1919 年の事例でいうとマイナス 1,360 円ということになる。

また、1919 年以後の「差引額」の累計額を「残額」と表記した。本来、残額は貯金額全体で見るべきなのだが、データが 1919 年から 1930（昭和 5）年までしかないため、このようなグラフでしか表現できなかった。したがって、

このグラフは 1919 年から 1930 年までの郵便貯金の動向であることを断つておく。

さて、そのような前提で、読谷山村における 1919 年から 30 年までの郵便貯金の動向読谷をみてみよう。

1919 年から 1921（大正 10）年までは、差引額はマイナスで、1922（大正 11）年からは、差引額はプラスに転じるが、残高がプラスになったのは 1926（昭和 1）年から 1928 年で、また、1928、29 年のマイナスで残額もマイナスに転じる。このようにみると読谷山村では郵便貯は増やすものではなかったと読み取れる。

一方、沖縄県全体ではサトウキビ価格暴落の直後 1920、21（大正 10、11）年と世界恐慌の 1929（昭和 4）年に差引額はマイナスだが、それ以外は増加している。まさしく、沖縄県全体をみると、郵便貯金は増やすものなのである。

沖縄県全体の傾向と比較すると読谷山村は、極めて特異である。

読谷山村では郵便貯金は当座の運転資金として預ける手段であったのではないだろうか。

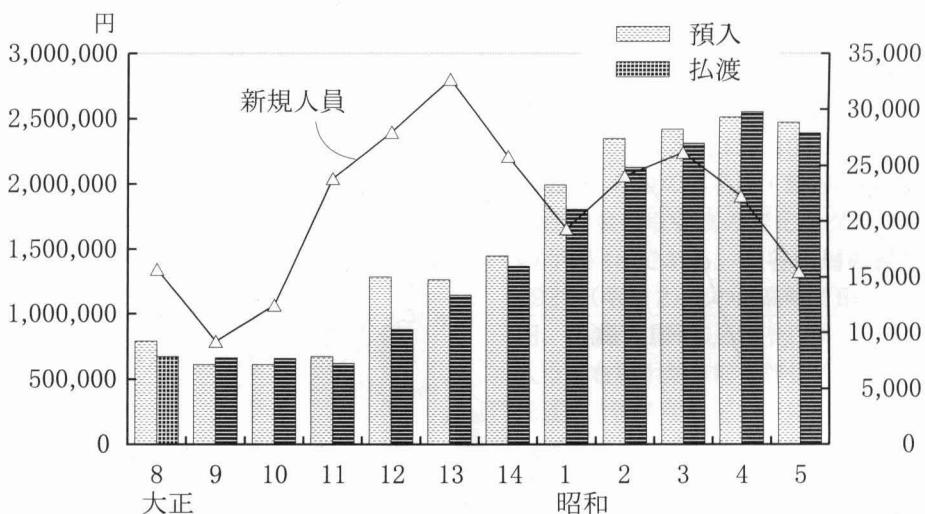


図19 沖縄県郵便貯金

資料:表 I-5-14より作成

ただし、その後、戦時下戦争遂行のために100億円の国民貯蓄運動が行われ、沖縄県においても当初200万円を目標にし、1939（昭和14）年10月、500万を目標とした。この目標にしたがって、沖縄県は各市町村に目標を割りふっている。

200万円目標の時、読谷村の目標額は51,221円であり、1939年6月末で読谷村には4万7,752円の貯蓄があったという。

### まとめにかえて

本章では、沖縄県統計による読谷の「貯蓄」を考察してきた。はじめに記したが、「貯蓄」の内容は、旧慣期には災害に備えた備蓄であり、間切・島制度以後は、自治体の財産である基本財産であり、個人の財産はある一定期間の郵便貯金だけであった。

災害に備えた備蓄に関しては、琉球王府時代の貯米に起源を持つ共同貯蓄の割合が読谷山間切は沖縄県平均に比して低いというところに特色があり、その原因は未金、すなわち未納にあることを明らかにした。

一方、これらの未納は、統計上は読谷山間切が各村への貸付として統計上ではあらわれるのではないかという仮説を提示した。

また、間切・島制度が生まれて以後の災害に対する備蓄は、1901（明治34）年、中頭郡の各間切が協議して、一戸平均8銭を間切税として20年徴収し、恐慌災害用の基本財産として蓄積することになり、同じ年、宇座村の医療共同貯金も新聞で報道されている。

残念なことに、このようにして災害等に備えて備蓄したもののが、実際の災害に際してどのような意味を持ちえたかに関しては明らかにすることはできなかった。

次に読谷山村の基本財産に関するである。村有地の形成は1919（大正8）年までに形成さ

れたのではないかということを示した。

また、サトウ価格の大暴落によるソテツ地獄に対する産業復興政策の一環として、読谷山村も沖縄県他自治体と同様、基本財産の中から多額の貸付をおこなっている状況を統計から浮かびあがらせた。

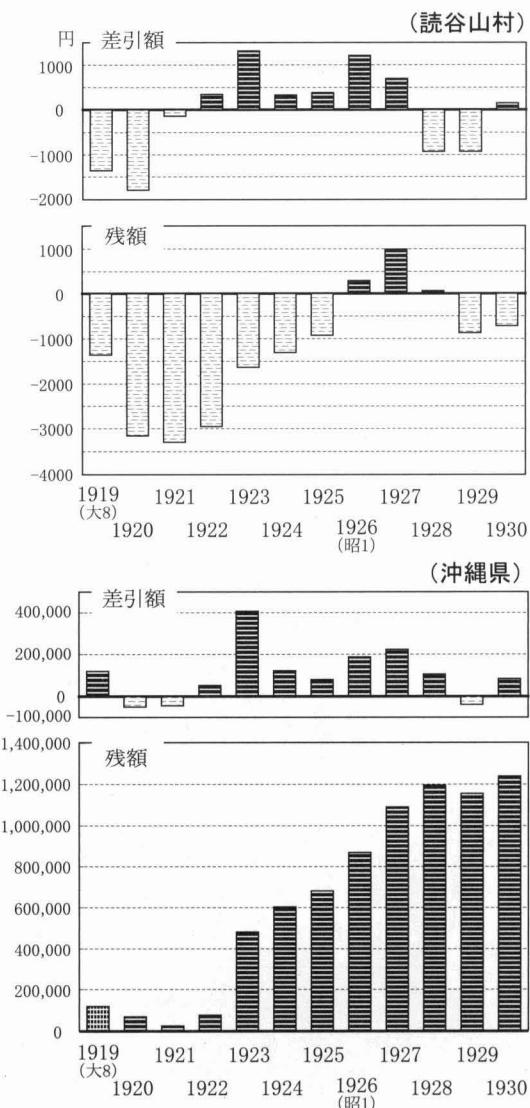


図20 預金差引額と残額

資料:表I-5-14より作成

一方、読谷山における個人の郵便貯金状況を沖縄県統計からみてみると、次のようなことがわかった。

- ① 1920（大正9）年代に入って右肩上がりに上昇してきた預金額は1927（昭和2）年をピークに停滞減少傾向を読谷山村では示している。
- ② 読谷山村における1919（大正8）年から1930（昭和5）年までの郵便貯金の動向をみるかぎりにおいて、読谷山村では郵便貯

金は増やすものではなく当座の運転資金として預ける手段であったのではないかという仮説を提示したこと。

- ③ 戦時下戦争遂行のために読谷山村の目標額は51,221円であったが、1939（昭和14）年6月末で読谷村には4万7,752円の貯蓄があったということ。

戦前形成された基本財産は、戦後読谷村に引き継がれていく。

●県官の勤儉貯蓄 内務大臣の勤儉貯蓄奨励は依り全國各府縣共好結果を呈し其實績の過日の本紙が一面に連載して讀者よ報道したるか本縣の如何と云ふに民間に於ての世人の知るか如く摸合盛に行はれて貯蓄の一機關となり此外に郵便貯金も亦た少からず縣廳に於ては數年前より既に官吏の貯金を奨励しつゝあり即ち去明治三十一年俸給十分一の製船費納済み後より引納き一の貯金法を定めたり其方法の一株一圓宛と定め隨意ふ毎月俸給の内より一株乃至數株の貯金を爲さしめ其期限を一ヶ年とし之を銀行に預け年末に至りて總貯金の元利を返還するなり貯金期限内に於ては貯金の引出を嚴禁し若し家族の病氣又は死亡等の如き不時の入用ある場合は貯金内より年五分利にて貸渡す事と定め本キ五月迄獎勵し來りしかば六月より一株一圓を改めて三圓以上と定め貯蓄を獎勵しつゝあり但し漏給の官吏に於ては貯金借入をかるべき歟といふものあり

琉球新報 1902（明治35）年7月7日「県官の勤儉貯蓄」